

NO. 1 太陽光発電システム

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中古品、自作品又はリース品でないもの ・日本工業規格（JIS基準）又はそれに準じた認証を受けたもの ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの ・電力会社との電力受給契約に基づき電力の受給を開始できるもの ・設置する太陽電池モジュールの公称最大出力が1kW以上10kW未満のもの
補助対象経費	<p>①機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池モジュール イ インバータ・保護装置（パワーコンディショナー） ウ カラーモニター <p>②その他附属機器費</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 架台 イ 接続箱 ウ 交流側開閉器 エ 余剰電力販売用電力計 オ 配管及び配線器具 <p>③設置工事費</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ①篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金交付申請書（家庭用及び自治会等用）（様式第1号） ②篠山市新エネルギー・省エネルギー普及促進補助金交付請求書（家庭及び自治会等用）（様式第2号） ③事業概要書（別紙1号） ④見積書の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑤領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写し（補助対象経費が確認できるもの） ⑥保証書の写し ⑦施工写真（建物全景の写真、設置箇所の施工前、施工中、施工後の写真） ※太陽電池モジュールおよびパワーコンディショナーの写真は必須。 ⑧太陽電池モジュールの配置図 ⑨太陽電池モジュールの最大出力が分かるもの（カタログの写し等） ⑩電力受給契約書の写し ⑪案内図（住宅地図等） ⑫建物所有者同意書（書式3）※申請者以外の所有者がいる場合に限る。 ⑬共同名義人同意書（書式4）※申請者以外の名義人がいる場合に限る。

備考

- ・「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより、太陽光を受けて発電するシステムのことをいいます。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しには、社印等の押印が必要です。
- ・領収書等販売業者又は施工業者への支払いが確認できる書類の写しは、販売証明書（書式1）により代替することができます。